本説明書は電気事業法および同経済産業省令に基づき交付するものです。

2024 年 10 月時点

スミリンでんき 電気需給（電気のご購入）条件説明書（重要事項説明書）

東京ガス㈱
代理事業者：住友林業㈱

本書面は、住友林業㈱を代理事業者として、東京ガス㈱（以下「当社」といいます。）がお客様に電気を販売する際の需給条件等の重要な内容についてご説明し、お客様にご理解いただくための書面です。

■ご契約内容の確認

- 本契約は、お客さまからのお申し込み（住友林業㈱を介したお申込みを含む。）を受け当社が承諾したときに成立し、解約されるまで継続します。
- ご契約いただく電気料金メニューは、お客さまがお申し込みいただいた内容をご確認ください。契約容量等（契約電流（A）、契約容量（kVA）、契約電力（kW））は以下のように決定いたします。ただし、以下の方法によることができない場合は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまからお申し出いただく契約容量等の値または需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値等を踏まえて当社が決定いたします。また上記の確認が取れなかった場合は、当社が別途定める方法により決定いたします。
  ＜他社からの電気の契約の切替の場合＞
  原則として、現在ご契約中の小売電気事業者（以下「現電力会社」）との契約終了時点の契約容量等の値とします。
  ＜お引越し（転入）の場合＞
  原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値とします。
  ＜当社の他の契約種別の電気需給契約からの切替の場合＞
  原則として、他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約容量等の値を引き継ぐものとします。
- 前住者と前住者が契約していた小売事業者との電気需給契約が継続している場合、当該需給契約が解約となった時点で電気供給が中断されることがあります。電気供給を再開するためには、東京ガスお客さまセンターまでお問い合わせください。
- 電気の使用開始と同時に契約容量等の変更はお申し出いただけません。
- スミリンでんき各種料金メニューは、東京ガスの電気「電気料金メニュー定義書」に定めるメニューと同一のものと致します。
  各メニューの対比は下記の通りです。
  ＜参考＞スミリンでんき・東京ガスの電気、料金メニュー対比表

電力料金プラン名		
スミリンでんき		東京ガスの電気
一般家庭・店舗・事務所向けプラン	→	基本プラン
動力プラン	→	ずっとも電気 3

※各種料金プランの詳細については、別紙電気料金表及び電気料金メニュー定義書等をご確認ください。

- 一定の条件を満たすお客さまには、一般家庭・店舗・事務所向けプラン（基本プラン）には「ガス・電気セット割（定率 B）」、動力プラン（ずっとも電気 3）には「ガス・電気セット割（定額 A）」を適用いたします。
- 電気料金メニューは、一般家庭・店舗・事務所向けプラン（基本プラン）・動力プラン（ずっとも電気 3）ともに、原則として、需給開始日（料金適用開始の日）から適用します。

■需給開始予定日

- 需給開始予定日はあくまで目安です。お申し込み後の所定の手続きは通常 1 ～ 2 か月程度で完了いたしますが、お申し込み時のお客さま情報に誤りがあった場合やお申し込み内容・状況により所定の手続き終了までに時間を要することがあります。その場合は、以下のとおりに需給を開始できないことがあります。また、必要事項の確認がとれない場合には、需給を開始できないことがあります。
- 需給開始日は、需給開始後に改めてお客さまにお知らせします。なお、当社および他の小売電気事業者に申し込みをせずに既に電気の使用を開始している場合は、使用を開始した日にさかのぼって需給開始日とします。
  （参考）需給開始日は、原則として以下の通り決定します。
  ＜他社からの電気の契約の切り替えの場合＞（※）
  ※需給開始日は指定できません。
  ∟スマートメーター未設置の場合
  お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して 8 営業日に 2 暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日
  ∟スマートメーターが設置済みの場合
  お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して 1 営業日に 2 暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日
  ＜お引越し（転入）の場合＞
  原則としてお客さまが希望した日
  ＜当社の他の契約種別の電気需給契約からの切り替えの場合＞
  原則として、お申し込み後、所定の手続きが終了した日以降に到来する最初の検針日

■供給電圧および周波数

- 当社は、一般送配電事業者に供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。
  （供給電圧　100V／200V／100V および 200V）
- 周波数は 50Hz とします。

■電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法

- 当社は、一般送配電事業者が計量した電気ご使用量を計量日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算いたします。詳細は、当社ホームページをご確認ください。
- 当社は、電気の需給開始日から最初の計量日までの日数、または解約前の計量日の翌日から解約日までの日数が 30 日を下回るときは、基本料金を日割計算して電気料金を請求します。
- お客さまが支払期限日を経過してもなお電気料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その計算の対象となる電気料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に一日あたり 0.0274 パーセントを乗じて計算して得た金額とします。原則として、お客さまが延滞利息の計算の対象となる電気料金を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金とあわせてお支払いいただきます。

■電気料金のお支払い方法

- 「ガス・電気セット割」を適用する場合：電気料金は、電気

の計量日以降一定期間を経て到来するガスの検針日にお知らせするガス料金と合算して請求しますので、ガス料金と同じ方法でお支払いいただきます。詳細は、当社ホームページをご確認ください。
- 「ガス・電気セット割」を適用しない場合：電気の計量日以降に、口座振替、クレジットカード、払込み、その他当社の指定する方法のうち、いずれかの方法によりお支払いいただきます。ご利用いただけるお支払い方法は、当社ホームページまたはお客さまへの個別の通知にてお知らせします。

■各種手数料等

- 当社が下記①②の書類を発行するときは、紙面発行手数料として、次の金額を電気料金とあわせてご負担いただきます。ただし、当社が別途認めた場合は、この限りではありません。なお、「ガス･電気セット割」を適用する場合は、ガス･電気まとめてのお知らせ・ご請求となるため、一通分のみのご負担となります。

発行書類	紙面発行手数料
①計量結果／ご使用量のお知らせ	165 円（税込）／月
②払込書	220 円（税込）／月

■「ガス・電気セット割」について

- 東京ガスの都市ガス（以下「ガス」といいます）と電気（一般家庭・店舗・事務所向けプラン・動力プラン）をご契約中のお客さまは、毎月の電気料金が割引になります。以下の適用条件を全て満たすお客さまから「ガス・電気セット割」のお申し込みをいただき当社が承諾した場合には、「ガス・電気セット割」を適用いたします。
- ご契約の電気料金メニューによって、適用される割引が異なります。詳細は、当社ホームページをご確認ください。

【適用条件】

①当社のガスと電気のご使用場所が同じであること
②ガスと電気のご契約者が同じであること
③ガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること

※合算とは、料金を、クレジットカード払いの場合は同一のクレジットカードにて、口座振替払いの場合は同一の口座からの振替にて、払込みの場合は同一の様式にて、合算して同時に支払うことをいいます。

※複数のガス契約を締結いただいている場合には、ガス契約のご使用場所ごとに「ガス・電気セット割」を適用させていただきます。詳細は当社ホームページをご確認ください。

※お客さまが電気のご使用を開始してからガスのご使用を開始するまでの期間が 30 日未満の場合には、電気の需給開始日から「ガス・電気セット割」が適用されます。
それ以降にガスのご使用を開始する場合は、ガスの使用開始日以降かつ当社がお客さまからのガス・電気セット割のおし込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日から「ガス・電気セット割」が適用されます。「ガス・電気セット割」の適用をご希望される場合は、その際に改めてお電話で「ガス・電気セット割」お申し込みください。

※ガスの契約を解約し､電気のみの契約となった場合には「ガス・電気セット割」の適用は廃止されます。その他、電気料金の支払い方法や一部のサービスのご利用条件に変更が生じます。詳細は、ガスの契約の解約前にご確認ください。

■お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

- お客さまが契約の変更および解約を希望される場合は、以下の方法でご連絡下さい。なお、やむを得ない場合を除き、契約容量等を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約容量等を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。

└契約容量等の変更を希望される場合：
下記の東京ガスお客さまセンターまでご連絡いただくか、または当社のホームページにてお手続きください。

└電気料金メニューの変更を希望される場合：
下記の東京ガスお客さまセンターまでご連絡下さい。また、一部のお手続きについては当社のホームページでもお手続き可能です。

└解約を希望される場合：
下記の東京ガスお客さまセンターまでご連絡ください。ただし、他の小売電気事業者への切り替えにもとづく当社との契約の解約の場合には、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。なお、切り替え先の契約内容によっては、当社へのご連絡が必要な場合がございます。

■その他需給に関わる費用

- 需給開始等にともない工事費負担金が発生した場合は、一般送配電事業者が見積り算定した費用を、当社がお客さまに請求いたします。お支払い方法については別途当社からご案内いたします。その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など一般送配電事業者から当社に請求される費用についても同様に、お客さまへ請求いたします。

■電気の需給に関するお客さまのご協力のお願い

- 電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された内容を遵守していただきます。それにともない、当社もしくは一般送配電事業者からお客さまに以下に記載する事項へのご協力をお願いする場合があります。

①お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
②電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電
（お客さまの電気の使用の中止または制限）
③お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
④お客さまの電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
⑤電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知

■当社からの契約の変更および解約

- 当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 の定型約款の変更の規定にしたがい、お客さまの了承を得ることなく、電気需給約款や電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書（以下「電気需給約款等」といいます。）を変更する場合があります。その場合には、電気需給約款等を変更する旨および変更後の電気需給約款等の内容ならびに変更の効力発生日を、書面の交付、当社ホームページ上での開示または電子メール・SMS の送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。
- お客さまと当社とのこれまでの契約状況（お支払い状況含む）により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
- その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気需給約款に違反した場

合または電気の供給が不可能若しくは著しく困難な場合等には、原則としてあらかじめお客さまへ通知の上で、当社から本契約を解約することがあります。また、お客さまが移転し電気を使用されていないことが明らかな場合や、「ガス・電気セット割」が適用されているお客さまが、移転に伴い電気需給契約の継続について意思表示なく、ガス使用契約を解約した場合等には、当社は本契約を終了することがあります。

■オプションサービスの提供

- 当社は、お客さまに対し、当社または当社が委託するサービス提供会社によるオプションサービスを提供することがあります。オプションサービスを利用される場合には、別途定める規約に従っていただきます。各オプションサービスの規約および内容（適用条件、適用期間等）は、当社ホームページ等にてご確認ください。なお、当社ホームページ上で事前にお知らせすることにより、お客さまの承諾なく各オプションサービスの内容の変更やサービス自体を終了することがあります。

■お引越しの場合にご注意いただきたい点について

- お申し込み内容の確認のため、当社からお電話させていただくことがあります。
- 特に、以下の場合には、ご希望の使用開始日までに手続きが進められません。当社からお申し込み内容の確認をさせていただいた場合にはご協力をお願いいたします。
  - ∟新築の場合や同住所で複数の電気メーターがある場合等、お客さまの電気メーターを特定できない場合
  - ∟ご使用場所の契約容量等を特定できない場合
- 使用場所にスマートメーターが設置されている場合等には、上記の確認ができずに手続きが進められないと、使用開始日当日に電気が使えないことがあります。その場合には、電気メーターの計器番号をご確認いただき、再度当社窓口へご連絡ください。お電話にて必要事項を確認のうえ通電手続きを行います。なお、通電手続き完了までお時間を要しますので予めご了承ください。

■その他

- 契約の締結、電気需給約款等の変更または契約内容の変更にあたっての供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行うことについて予め承諾の上、お申し込み下さい。
- 次項目に規定する場合を除き、電気需給約款等の変更にあたっての供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについて予め承諾の上、お申し込み下さい。
  - ①供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ②契約締結後の書面交付を行う場合には、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- 電気需給約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約締結後の書面交付をしないことについて予め承諾の上、お申し込み下さい。
- 現電力会社から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、現電力会社との契約の解約にともなう不利益事項（解約金の発生やポイントの失効等）が発生する場合があります。現電力会社との契約内容をご確認ください。
- 現電力会社から当社へ電気を切り替える場合、現電力会社への解約手続きは当社が行いますので、お客さまによるお手続きは不要です。
- 現在の電力会社との契約で、既に免税、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けられており、引き続き適用を希望される方については、当社窓口までお問い合わせください。
- お客さまには、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。
- 本画面記載事項、その他当社が提供するサービスの詳細については、電気需給約款、電気料金表、「myTOKYOGAS 利用規約」、「myTOKYOGAS ビジネス会員規約」、「パッチョポイントサービス利用規約」、「電気トラブルサポート利用規約」等に記載いたします。また、ご契約内容によって提供されるサービスは異なります。当社ホームページをご確認ください。

■問合せ先

○電気の申込み等に関する問合せ

住友林業㈱（代理事業者）
住所：東京都千代田区大手町１丁目３番２号 経団連会館
☎：0120-370-222（住友林業コールセンター）
※月～金 9：00～12：00　13：00～17：00
土日祝日を除く
住友林業ホームテック㈱（複代理事業者）
スミリンエンタープライズ㈱（複代理事業者）

○電気の契約変更等に関する問合せ

東京ガス㈱（小売電気事業者 A0064）
住所：東京都港区海岸 1-5-20
☎：東京ガスお客様センター 0570-002211
（ナビダイヤル）
※ IP 電話等ナビダイヤルをご利用になれない場合
03-3344-9100
受付：（月～土）9：00 ～ 19：00、（日・祝）9：00 ～ 17：00

○停電時の問合せ

＜東京電力管内＞東京電力パワーグリッド㈱ 問合せ窓口
（24 時間 365 日受付）☎：0120-995-007

重要

TOKYO GAS

電気料金表【低圧】のご案内

東京ガスでは、2種類の電気料金メニューと、付帯メニュー「ガス・電気セット割」をご用意しています。

1.電気料金メニュー

基本プラン
（東京電力エナジーパートナー　従量電灯B、Cに相当）

▶対象契約電流（A：アンペア）
10A　15A　20A　30A　40A　50A　60A

▶対象契約容量（kVA：キロボルトアンペア）
6kVA以上　原則50kVA未満

			単位	料金（税込）
基本料金（1か月あたり）	契約電流	10A	1契約	311.74円
		15A	〃	467.61円
		20A	〃	623.48円
		30A	〃	935.22円
		40A	〃	1,246.96円
		50A	〃	1,558.70円
		60A	〃	1,870.44円
	契約容量		1kVA	311.74円
電力量料金	第1段階料金	120kWhまで	1kWh	29.70円
	第2段階料金	120kWhを超え300kWhまで	〃	35.69円
	第3段階料金	300kWhを超えたもの	〃	39.50円

ずっとも電気3
（東京電力エナジーパートナー　低圧電力に相当）

▶対象契約電力（kW：キロワット）
0.5kW以上　原則50kW未満

			単位	料金（税込）			
基本料金（1か月あたり）			1kW	1,053.76円			
電力量料金	第1段階料金	[契約電力×130]kWhまで（※2）	1kWh	夏季（※1）	27.34円	その他季（※1）	25.77円
	第2段階料金	[契約電力×130]kWhを超えたもの	〃		28.83円		28.71円

※1　計量日時点での季節の単価を当該料金算定に用います。
（夏季　毎年7/1～9/30、その他季　毎年10/1～6/30）

※2　例えば、契約電力15kWのお客さまの場合は、第1段階料金の適用は1,950(15×130)kWhまでとなります。

2.「ガス・電気セット割」（付帯メニュー）

東京ガスの都市ガス（以下「ガス」といいます）と電気（基本プラン・ずっとも電気３）をご契約中のお客さまは、毎月の電気料金が割引になります。以下の全ての適用条件を満たすお客さまのお申し込みを受け、当社が承諾した場合に適用いたします。

【適用条件】

（1）当社のガスと電気のご使用場所が同じであること。
（2）ガスと電気のご契約者が同じであること。
（3）ガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること。

※詳細は東京ガスホームページをご確認ください。

【割引内容】

基本プラン　（ガス・電気セット割（定率B）を適用）

電気需給契約ごとに、毎月の電気料金の基本料金および電力量料金の合計額（税込）から、当該合計額に0.5%を乗じた額を割引（割引額は、少数点以下切り捨て）します。

ずっとも電気３　（ガス・電気セット割（定額A）を適用）

電気需給契約ごとに、毎月の電気料金の基本料金から275円（税込）を割引します。

3. 基本プラン・ずっとも電気３新規申込割　電気代基本料金1か月無料（付帯メニュー）

東京ガスの「基本プラン・ずっとも電気３」に新規でお申し込みいただくと、契約時期にかかわらず電気代の基本料金が1か月無料になります。

【適用条件】

東京ガスの基本プラン・ずっとも電気３を新規でお申し込みいただき（メニュー変更は対象外）、かつ電気の需給開始日がお申し込みから6か月以内の方。

【割引内容】

需給開始日の翌月の電気計量日から起算して1か月分、対象条件に当てはまる電気の基本料金*を無料にします。

＊全ての付帯メニューを適用する前の基本料金（小数点以下切捨て）を指します。

※都合により終了する場合があります。
※一部適用対象外となる場合がございます。適用条件など詳細につきましては、東京ガスのホームページなどでご確認ください。

2025.2

4.料金計算方法

・電気料金は、契約容量等に応じた基本料金と、その月の使用電力量に応じて計算する電力量料金の合計に、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えたものになります。
・電力量料金は燃料価格の変動に応じて、「燃料費調整額」を加算あるいは差し引きして計算します。
・まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。
・基本料金と電力量料金に加え、付帯メニューが適用される場合でその全てを反映した後の合計が負となるときは、その1か月の料金は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」のみとします。

【一般家庭・店舗・事務所向けプラン（基本プラン）】

ガス・電気セット割（定率B）の適用がある場合には、基本料金と電力量料金の合計値から割引します。

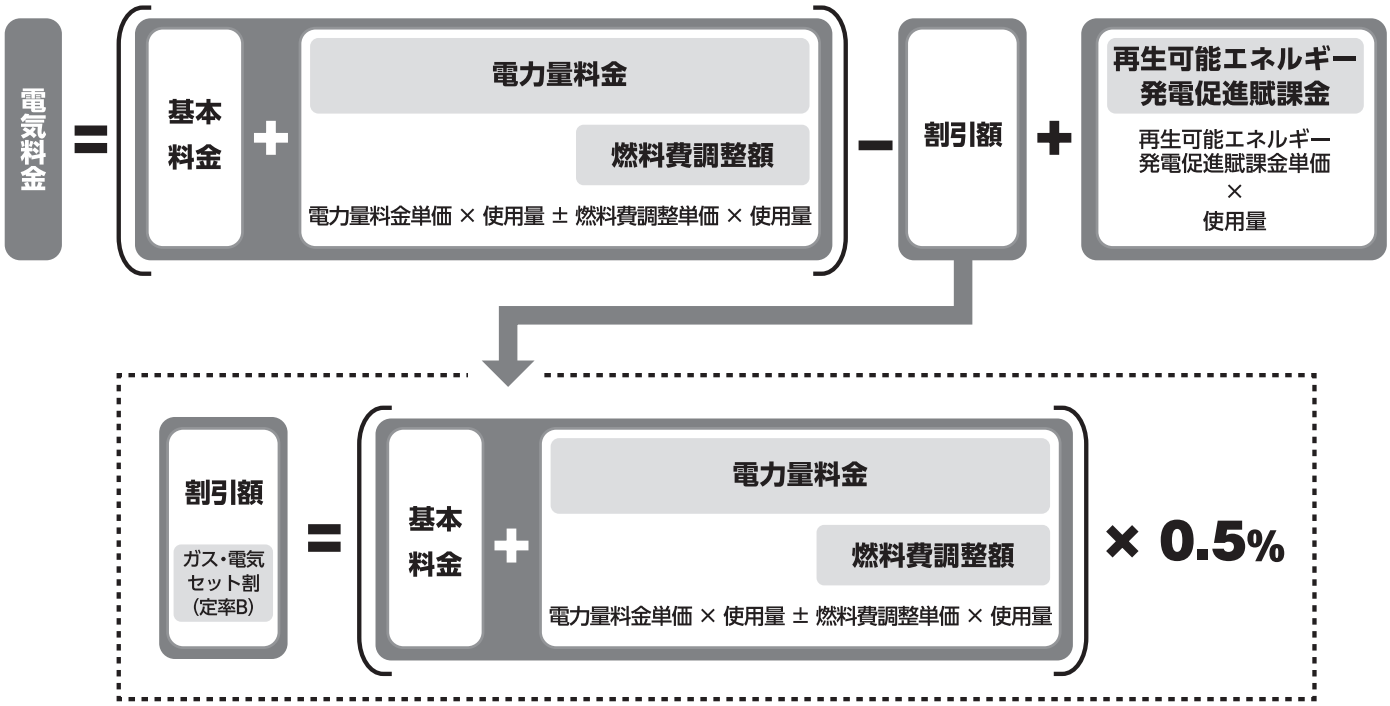

【動力プラン（ずっとも電気３）】

ガス・電気セット割（定額A）の適用がある場合には、基本料金から割引します。

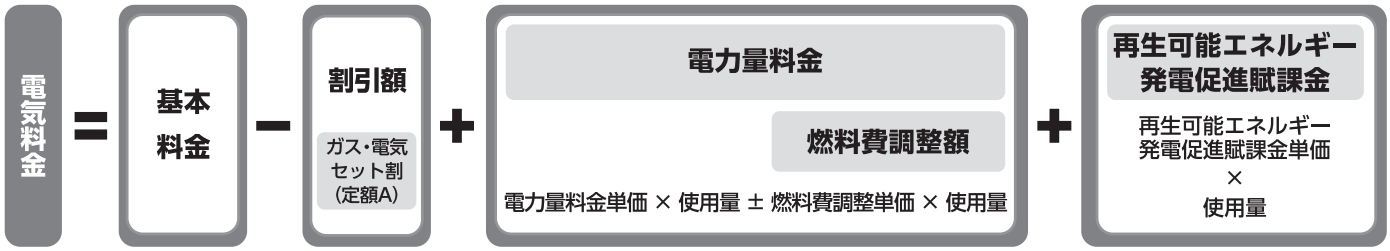

（ECB042）

5.燃料費調整制度について

電気料金には、燃料価格の変動分を月々の電気料金に反映させる燃料費調整額が含まれており（燃料費調整制度といいます）、使用電力量に燃料費調整単価*1を乗じて算定します。
燃料費調整単価は、貿易統計における原油価格・液化天然ガス価格・石炭価格から算出される3か月間の平均燃料価格*2にもとづき算定し、2か月後の電気料金に適用します。なお、燃料費調整の上限は設けておりません。
また、各月に適用する燃料費調整単価および原油価格・液化天然ガス価格・石炭価格については、東京ガスのホームページに掲載します。

＜燃料費調整単価の適用＞

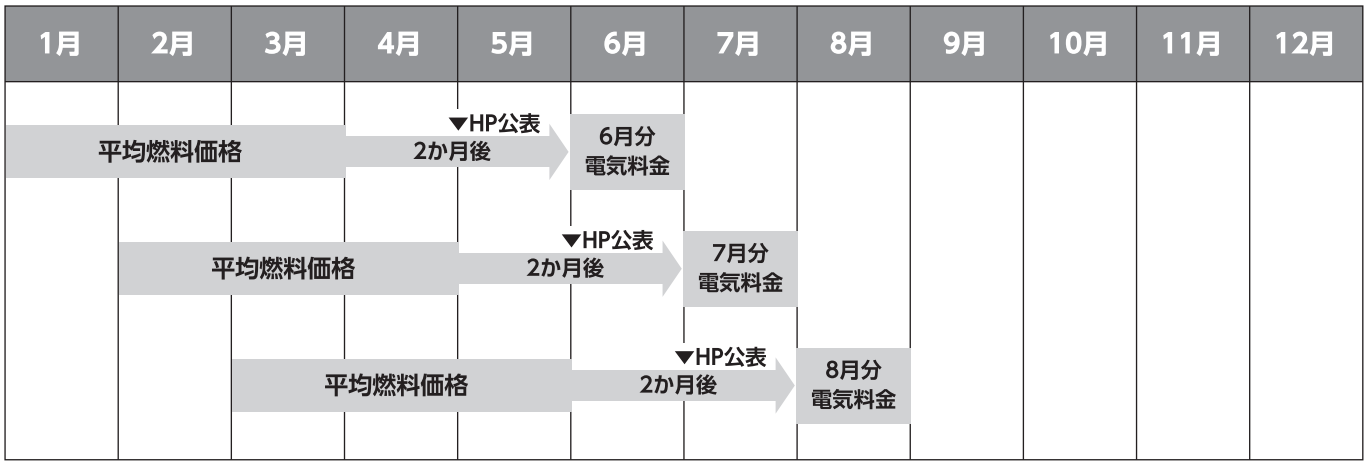

*1　燃料費調整単価：燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。
1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合…
燃料費調整単価 ＝（86,100円－平均燃料価格）×（基準単価0.183円÷1,000）
1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合…
燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－86,100円）×（基準単価0.183円÷1,000）

*2　平均燃料価格：平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき計算された値とし、当社はこれに上限を設けておりません。
［ 平均燃料価格＝A × 0.0048 ＋ B × 0.3827 ＋ C × 0.6584 ］
A＝各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
B＝各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
C＝各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

東京ガス㈱との電気需給契約には、電気需給約款や電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書が適用されます。
なお、内容は変更されることがあります。最新情報および詳細は東京ガスホームページをご確認ください。
本書面は、ご契約いただいた電気契約の電気料金について記載しておりますので、内容をご確認の上で、電気供給開始後にお送りする「電気の契約内容のお知らせ」と合わせて大切に保管ください。

2024.3

スミリンでんき需給約款

2025年2月1日実施

東京ガス株式会社

「スミリンでんき」について

１．「スミリンでんき」とは、住友林業株式会社（以下「住友林業」といいます。）が東京ガス株式会社（以下「東京ガス」といいます。）の代理人として、住友林業に関係するお客さまに対して申込受付等を実施する電気の名称です。

「スミリンでんき」は、東京ガスの電気需給約款・電気料金メニュー定義書・付帯メニュー定義書に基づいて供給されます。次頁以下は東京ガスの電気需給約款の内容となります。

２．「スミリンでんき」における電気料金メニューについては、東京ガスの「電気料金メニュー定義書」に定める電気料金メニューと同一のものとし、各メニューの対応関係については以下のとおりとします。

電気料金メニュー名	
スミリンでんき	ずっとも電気
一般家庭向・店舗・事務所向けプラン	基本プラン
動力プラン	ずっとも電気３

３．電気需給約款１（適用）(2)の定めにかかわらず、スミリンでんきにかかる電気需給約款については、次の地域に適用します。ただし、電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島は除きます。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

目次

I　総則 4
1　適用 4
2　定義 4
3　単位および端数処理 6
4　本約款等の変更 7
5　実施細目 8
II　電気需給契約 9
6　電気需給契約の申し込み 9
7　電気需給契約の成立 9
8　電気需給契約の単位 9
9　電気の需給開始 9
10　供給の単位 10
III　電気料金メニュー等 11
11　電気料金メニュー 11
12　付帯メニュー 11
13　オプションサービス 11
IV　電気料金の計算および支払い 12
14　電気の検針 12
15　電気の使用期間 12
16　電気の計量 12
17　電気料金の計算 13
18　日割計算 13
19　支払義務発生日 14
20　支払期限日 14
21　電気料金の支払方法および支払日 14
22　延滞利息 15
23　電気料金および延滞利息の支払順序 16
V　電気の使用および供給 17
24　適正契約の保持 17
25　違約金 17
26　使用の制限もしくは中止 17
27　損害賠償の免責 17
28　設備の賠償 18
VI　電気需給契約の変更および解約等 19
29　他の電気料金メニューへの変更 19

30　電気需給契約名義の変更 19
31　お客さまからの電気需給契約の解約 19
32　当社からの電気需給契約の解約等 20
33　電気需給契約解約後の債権債務関係 21
VII　その他 23
34　需給地点および施設 23
35　工事費負担金 23
36　需給開始に至らないで電気需給契約を解約する場合等の費用の申受け 24
37　電気需給にともなうお客さまの協力 24
38　消費税法改正の場合の取扱い 26
39　専属的合意管轄裁判所 26
40　反社会勢力の排除 26
付則 28
1　本約款の実施期日 28
2　一般送配電事業者 28
3　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 28
4　本約款の実施に伴う切り替え措置 29
別表 31
1　電気料金の支払方法および支払日 31
2　再生可能エネルギー発電促進賦課金 32

Ⅰ 総則

1　適用

(1)　この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社が、低圧需要に応じて、一般送配電事業者の託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。）に定める託送供給により、電気を小売するときの需給条件を定めたものです。

(2)　本約款は、次の地域に適用します。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島は除きます。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

2　定義

次の言葉は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用します。

(1)　一般送配電事業者

1（適用）(2)において定める地域の一般送配電事業を営むことについて電気事業法第 3 条の許可を受けた事業者をいいます。

(2)　低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(3)　需要場所

託送約款に定める需要場所をいいます。

(4)　電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(5)　小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(6)　動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(7)　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8)　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(9)　契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値とします。

(10) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(11) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(12) 契約電力等

契約電流、契約容量および契約電力を総称したものをいいます。

(13) 電気料金メニュー

電気料金メニュー定義書ごとに定める基本料金、電力量料金等お客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件をいいます。

(14) 付帯メニュー

電気料金メニューごとに付帯する割引等の条件をいいます。

(15) オプションサービス

当社もしくは当社が委託するサービス提供会社が提供するサービスをいいます。

(16) 電気料金

本約款にもとづき、電気料金メニューを適用し、お客さまの電気のご使用状況に応じて計算される料金をいいます。

(17) ガス料金

お客さまに適用される当社の都市ガス需給に関する約款にもとづく契約（以下「ガス使用契約」といいます。）により計算される料金をいいます。

(18) 料金

電気料金およびガス料金を総称したものをいいます。

(19) 合算払い

料金を、クレジットカード払いの場合は同一のクレジットカードにて、口座振替払いの場合は同一の口座からの振替にて、払込みの場合は同一の様式にて、合算して同時に支払うことをいいます。

(20) 合算メニュー

ガス料金と電気料金の合算払いを適用条件とした付帯メニューを総称したものをいいます。

(21) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(22) 供給条件の説明

電気事業法第 2 条の 13 に定める電気料金その他供給条件の説明をいいます。

(23) 契約締結前の書面交付

電気事業法第 2 条の 13 に定める電気料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(24) 契約締結後の書面交付

電気事業法第 2 条の 14 に定める電気料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(25) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(26) 消費税率

消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。

3　単位および端数処理

本約款等において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。その他の単位および端数処理は、電気料金メニュー定義書ごとに定めます。

(1)　契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2)　契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(3)　契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。ただし、電気料金メニュー定義書の規定にもとづき契約電力として定めた値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットとします。

(4)　電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4　本約款等の変更

(1)　当社は、本約款、11（電気料金メニュー）(1)の電気料金メニュー定義書、12（付帯メニュー）(1)の付帯メニュー定義書および13（オプションサービス）(1)の規約（以下「本約款等」といいます。）に関して、託送約款が改定された場合、関係法令・条例・規則等の改正により本約款等の変更の必要が生じた場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に従い、お客さまの了承を得ることなく、本約款等を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる条件は変更の効力発生日直後の電気の計量日から、その他の供給条件は変更の効力発生日から、変更後の本約款等によるものとします。なお、本約款等を変更する場合には、本約款等を変更する旨および変更後の本約款等の内容ならびに変更の効力発生日を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メール・SMS の送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、お知らせします。

(2)　本約款等の変更または契約の変更にともない、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

①　供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

②　契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項

ならびに供給地点特定番号を記載します。

(3)　本約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

5　実施細目

本約款等の実施上必要な細目的事項は、本約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 電気需給契約

6　電気需給契約の申し込み

(1)　お客さまが新たに当社との電気需給契約を希望される場合は、原則としてそのご本人から、あらかじめ本約款等を承認のうえ、電気料金メニューを１つ選択し、当社所定の方法により必要事項を明らかにして申し込みいただきます。

(2)　申し込みにあたり、お客さまは、37（電気需給にともなうお客さまの協力）に定めるものの他、託送約款で定める需要者に関する事項について遵守していただきます。

7　電気需給契約の成立

(1)　電気需給契約は、お客さまからの申し込みを当社が承諾したときに成立します。

(2)　当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、お申し込み内容の不備、当社の設定する与信基準等により、電気需給契約の申し込みを承諾できない場合があります。

8　電気需給契約の単位

(1)　当社は、電気の１需要場所について、原則１電気需給契約を締結します。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合は、複数の電気需給契約を締結することができます。

(2)　１電気需給契約には、お客さまが選択した１電気料金メニューを適用するものとし、適用条件を満たす場合には、付帯メニューを適用します。

9　電気の需給開始

(1)　当社は、お客さまとの電気需給契約が成立したときには、需給開始に必要な手続きを経たのち、需給開始日より電気を供給します。この場合の需給開始日は、以下のとおりとし、需給開始後すみやかにお客さまに通知します。

①　他の小売電気事業者等または当社の他の契約種別の電気需給契約からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する電気の検針日とします。ただし、記録型計量器が設置されている場合はこの限りではありません。

② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との電気需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。

(2) 当社は、一般送配電事業者に起因する事由その他のやむを得ない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことがあります。また、申し込みにあたり必要な事項について、お客さまから提供いただいた情報に、不足、不備、誤り、一般送配電事業者の所持する情報との不一致等がある場合、電気の供給を開始できないことがあります。

10 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 電気需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給します。

① 共同引込線（複数の電気需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合

② その他技術上、経済上やむを得ない場合

III　電気料金メニュー等

11 電気料金メニュー

（1）　電気料金メニューに関する詳細事項は、電気料金メニュー定義書にて定めます。

（2）　電気料金メニュー定義書では、適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電力等を定めます。

12 付帯メニュー

（1）　電気需給契約および電気料金メニューに付帯して提供する付帯メニューに関する詳細事項は、付帯メニュー定義書にて定めます。

（2）　付帯メニュー定義書では、適用条件等を定めます。

13 オプションサービス

（1）　お客さまは、当社もしくは当社が委託するサービス提供会社がオプションサービスを提供する場合に、別途定める規約に従って利用いただけます。

（2）　オプションサービスの適用条件、適用期間等の内容については、その変更や中止等も含めて、当社ホームページ等でお知らせします。

Ⅳ電気料金の計算および支払い

14 電気の検針

（1） 電気の検針は、月ごとに一般送配電事業者が行います。

（2） 月ごとの電気の検針日は、お客さまの属する区域に応じて一般送配電事業者が定めます。

（3） 一般送配電事業者は、計量器の故障や非常変災等の特別の事情がある場合には、月ごとに電気の検針を行わないことがあります。この場合、電気の検針を行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ定めた電気の検針日に電気の検針を行ったものとします。

15 電気の使用期間

（1） 当月の電気の使用期間は、前月の電気の計量日（一般送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。）から当月の電気の計量日の前日までの期間とし、この期間の使用電力量（以下「当月の使用電力量」といいます。）をもとに、電気料金を計算します。

ただし、電気の需給を開始した場合は、需給開始日から直後の電気の計量日の前日までの期間を、電気需給契約を解約した場合は、直前の電気の計量日から解約日の前日までの期間を電気の使用期間とします。

（2） 当社は、前月の電気の計量日の翌日から当月の電気の計量日（ただし、電気の需給を開始した場合は、需給開始日から直後の電気の計量日までの期間を、電気需給契約を解約した場合は、直前の電気の計量日の翌日から解約日までの期間）までの期間をお客さまにお送りする一部の帳票やインターネット上において表示する場合がありますが、電気料金の計算には用いません。

16 電気の計量

（1） お客さまの使用電力量、最大需要電力等は、原則として、一般送配電事業者が取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量し、その計量の結果は、計量日以降に当社に通知されます。

（2） 電気の検針を行わなかった場合や計量器の故障等によって一般送配電事業者が使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力等は、原則、託送約款に定めると

ころにより、一般送配電事業者と当社との協議によって定め、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえて当社が決定します。

(3)　当社は、(1)および(2)をもとに、電気料金メニューごとに必要な日区分、時間区分ごとの使用電力量の計算を行います。

(4)　当社は、当該一般送配電事業者等から受領した計量の結果を、電磁的方法その他当社が適当と定める方法によりお客さまにお知らせいたします。

(5)　(4) の規定にかかわらず、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせいたします。この場合、当社は、当社が別途定める場合を除き、実費相当額を、料金とあわせて申し受けます。また、紙面による使用量のお知らせの開始および終了は、お客さまからの当該申し出を当社が承諾し、変更手続きが完了した日以降に到来する計量日より反映いたします。なお、合算メニューが適用されている場合は、当該計量日を、ガス使用契約に基づくガスの検針日（以下「ガスの検針日」といいます。）と読み替えます。

(6)　(4) (5) の規定にかかわらず、災害等やむを得ない理由がある場合には、使用量をお知らせしないことがあります。

17 電気料金の計算

(1)　電気料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

(2)　当社は、電気料金の使用期間を「1か月」として電気料金を計算します。ただし、電気の需給を開始し、または電気需給契約を解約した場合で、需給開始日から最初の電気の計量日まで、もしくは解約前の計量日の翌日から解約日までの日数（以下「日割計算対象日数」といいます。）が 30 日を下回るときを除きます。

(3)　電気料金は、選択した電気料金メニューを適用して計算します。

(4)　電気料金メニューに加え、付帯メニューが適用される場合、その全てを反映して電気料金を計算します。

18 日割計算

(1)　当社は、日割計算対象日数が 30 日を下回るときは、電気料金メニュー定義書にもとづき、以下のとおり 1 か月の電気料金を計算します。

①　基本料金は、次の算式により日割計算をしたものに読み替えます。

選択した電気料金メニューに定める1か月の基本料金×（日割計算対象日数÷30）

② 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量により計算します。

(2) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をします。

19 支払義務発生日

(1) 1か月の電気料金の支払義務発生日（電気料金についてお客さまと当社との間で具体的な債権債務が確定した日をいいます。）は、当該1か月の電気の計量日以降に計算する電気料金の請求日とします。

ただし、電気需給契約を解約した場合における、前回の電気の計量日から解約日までの電気料金の支払義務発生日は、解約日以降に計算される当該期間分の電気料金の請求日とします。

(2) (1)にかかわらず、合算メニューが適用されている場合の1か月の電気料金の支払義務発生日は、原則として、合算して請求するガスの検針日とします。ただし、一般送配電事業者が電気の計量日を変更した場合、当社がガスの検針日を変更した場合、または合算の対象となるガス料金の支払義務発生日が、東京ガスのガス使用契約により定められる場合等においては、この限りではありません。

(3) 合算メニューの適用を廃止する際の電気料金の支払義務発生日は、電気料金を単独で請求する場合には(1)に、ガスと合算して請求する場合には(2)によります。

20 支払期限日

(1) お客さまの電気料金は、支払期限日までに支払っていただきます。

(2) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目とします。

(3) (2)の支払期限日が日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日および 1 月 4 日、5 月 1 日、12 月 29 日および 12 月 30 日（以下「当社が定める休日」といいます。）の場合には、その直後の当社が定める休日でない日を支払期限日とします。

21 電気料金の支払方法および支払日

(1) お客さまは、電気料金（22（延滞利息）(2)の延滞利息を含みます。）を毎月お支払いいただきます。お客さまの電気料金のお支払方法および支払日は、別表 1(電気料金の支払方法および支払日)に定めます。

(2)　当社は、お客さまにお支払いいただいた電気料金額に過不足があることが判明した場合、使用電力量および請求金額の訂正その他過不足が生じた事由の如何にかかわらず、その支払い過剰額または不足額を遅滞なくお客さまにお知らせし、原則お知らせした日の属する月の翌月以降に支払期限日が到来する電気料金と精算いたします。(精算時に当該電気料金の支払期限日が到来しているか否かを問いません。)

(3)　合算メニューが適用されている場合、お客さまは、支払義務発生日が同一の電気料金（22（延滞利息）(2)の延滞利息を含みます。）とガス料金をあわせて、(1) および (2) によらず、お客さまのガス料金のお支払方法にて、毎月お支払いただきます。お客さまの料金のお支払方法および支払日は、ガス使用契約によります。

22 延滞利息

(1)　お客さまが支払期限日を経過してもなお電気料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次に該当する場合には延滞利息は申し受けません。

①　電気料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合(ただし、合算メニューが適用されている場合で、ガス使用契約にて、ガス料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合には、延滞利息を申し受けないとの定めがない場合を除きます。)

②　支払方法が口座振替の場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合

(2)　延滞利息は、その計算の対象となる電気料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に一日あたり 0.0274 パーセントを乗じて計算して得た金額とします。なお、消費税等相当額は次の計算式により計算します。

電気料金に含まれる消費税等相当額
＝電気料金×消費税率÷(1＋消費税率)

(3)　延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の計算の対象となる電気料金を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金とあわせてお支払いいただきます。

(4)　延滞利息の支払義務は、23（電気料金および延滞利息の支払順序）および 32（当社からの電気需給契約の解約等）の適用にあたっては、(3)の規定にもとづきあわせて支払っていただく電気料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。

(5)　延滞利息の支払期限日は、(3)の規定にもとづきあわせて支払っていただく電気料金の支払期限日と同じとします。

23 電気料金および延滞利息の支払順序

(1)　電気料金および延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

(2)　合算メニューが適用されている場合も、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。支払義務の発生が同日の場合には、事前にお申し出がない限り、電気料金、ガス料金、ガス料金にかかる延滞利息、電気料金にかかる延滞利息の順に充当し、電気料金やガス料金は電気の計量日およびガスの検針日の古い順序でお支払いいただきます。

Ⅴ 電気の使用および供給

24 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、お客さまにすみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

25 違約金

お客さまが 32（当社からの電気需給契約の解約等）(1)②ニからへのいずれかに該当し、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社が託送約款の定めにより一般送配電事業者から請求された金額は、違約金としてお客さまから申し受けます。

26 使用の制限もしくは中止

当社は、次の場合には、一般送配電事業者の都合等により、供給時間中にお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

① 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

② 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合

③ 一般送配電事業者がその他電気の需給上または保安上必要があると判断した場合

④ 非常変災の場合

27 損害賠償の免責

(1) 26（使用の制限もしくは中止）によって電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 32（当社からの電気需給契約の解約等）によって電気需給契約を解約した場合には、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3)　漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4)　あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた逸失利益、間接損害、不稼働損失、特別損害等の損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

(5)　当社がお客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものといたします。

28 設備の賠償

お客さまが故意または過失によってその需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、一般送配電事業者から当社に請求のあった金額を、賠償金としてお客さまに負担していただきます。

VI 電気需給契約の変更および解約等

29 他の電気料金メニューへの変更

(1)　お客さまが、適用している電気料金メニューから他の電気料金メニューへの変更を申し込み、当社がそれを承諾した場合には、お客さまは、電気料金メニューを変更することができます。

(2)　他の電気料金メニューへの変更にともない、当社がお客さまに対し供給条件の説明および書面交付および供給開始後の書面交付を行う場合の取扱いは、4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

30 電気需給契約名義の変更

新たなお客さまが、従前のお客さまの電気需給契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、当社との電気需給契約の継続を希望する場合は、当社所定の方法により契約名義の変更をしていただきます。

31 お客さまからの電気需給契約の解約

(1)　引越し（転出）等の理由による電気需給契約の解約

お客さまが、引越し等の理由により電気需給契約を解約しようとする場合は、あらかじめその解約を希望する日（以下「解約希望日」といいます。）を定めて、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者に対して、解約希望日に電気需給契約を解約するために必要な手続きを行います。

当社は、以下の場合を除き、お客さまが申し出た解約希望日を解約日とします。

①　当社がお客さまの解約の申し出を、実際に使用を廃止した日以降に受けた場合は、原則としてその申し出を受け付けた日（当社が定める休日である場合には、その直後の当社が定める休日以外の日となります。）を解約日とします。

②　当社の責めとならない理由（災害等不可抗力による場合を除きます。）により電気需給契約を解約するために必要な措置ができない場合は、電気需給契約は解約するための措置が可能となった日を解約日とします。

(2)　他の小売電気事業者等への切り替えによる解約

お客さまが当社との電気需給契約を解約し、新たに他の小売電気事業者等から電気供給を受ける場合には、当該小売電気事業者等に対し契約の申し込みをしていただきます。この場合、当該小売電気事業者等からお客さまへの電気の供給が開始される日を当社との電気需給契約の解約日とします。なお、当該小売電気事業者等との契約内容によっては、当社に対し解約の申し出が必要になることがあります。

32 当社からの電気需給契約の解約等

(1) 当社は、次の場合には、電気需給契約を解約することがあります。なお、原則として事前にその旨をお客さまにお知らせします。

① お客さまが次のいずれかに該当する場合

イ 電気料金を支払期限日を経過してなお支払わない場合

ロ 当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）における債務を期日までに履行しない場合

ハ 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息や工事費負担金等）を履行しない場合

ニ お客さまから 9（電気の需給開始）の需給開始に必要となる情報を提供いただけない等、需給開始に向けた手続きに支障がある場合

② お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から託送供給を停止された場合またはその恐れがある事実が判明した場合

イ お客さまの責めとなる理由により、保安上の危険が生じた場合

ロ 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ 一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合

ニ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合

ホ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合

ヘ 電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用した場合

ト 37（電気需給にともなうお客さまの協力）(1)に反して、一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合

チ 37（電気需給にともなうお客さまの協力）(2)によって必要となる措置を講じられない場合

③　お客さまが以下のいずれかに該当した場合

イ　仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合

ロ　破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合

ハ　支払停止の状態に陥った場合

ニ　手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合

ホ　その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由があるとき

ヘ　お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明したとき

ト　本約款等および託送約款、関連法令・条例・規則等に反した場合

(2)　電気需給契約は、以下に定めるところにより、お客さまへ何らの通知を要することなく終了します。なお、本約款等において、本項に基づく電気需給契約の終了は解約に準じ、「終了日」を「解約日」として取り扱います。

①　お客さまが 31（お客さまからの電気需給契約の解約）(1)による通知をせずに、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかだと当社が判断した場合。その場合の電気需給契約の終了日は、電気を使用されていないことが明らかになった後に、当社が電気需給契約を終了させる措置を完了した日とします。

②　お客さまがその需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかだと一般送配電事業者が判断した場合。その場合の電気需給契約の終了日は、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行った日とします。

③　合算メニューが適用されているお客さまが、移転にともない、電気需給契約の継続について特段の意思表示なく、ガス使用契約を解約した場合。その場合の電気需給契約の終了日は、ガスを使用されていないことを当社が認知した後に、当社が電気需給契約を終了させる措置を完了した日とします。

(3)　当社は、電気の供給が不可能もしくは著しく困難な場合等には、原則としてあらかじめお客さまへ通知の上で、当社から電気需給契約を解約することがあります。

33 電気需給契約解約後の債権債務関係

電気需給契約中の電気料金その他の債権債務は、電気需給契約の解約に

よっては消滅しません。なお、これには支払義務発生日の到来していないものも含みます。

VII　その他

34 需給地点および施設

(1)　電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、原則として需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。

なお、お客さまと一般送配電事業者との協議により別途定めた場合には、この限りではありません。

(2)　需給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、お客さまが工事費負担金等一般送配電事業者に支払っていただく金額を除き、一般送配電事業者の負担で施設します。

(3)　付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものとします。

35 工事費負担金

(1)　お客さまが以下のいずれかに該当し、かつ、当社が一般送配電事業者からお客さまにかかる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにはその費用を負担していただきます。なお、当該費用は、託送約款の定めに従い一般送配電事業者が計算するものとし、原則として工事着手前に負担いただきます。

①　お客さまが新たに電気の使用を開始、電気料金メニューを変更または契約電力等を増加する場合

②　お客さまが新たに電気の使用を開始、電気料金メニューを変更または契約電力等を増加するために、新たに特別の供給設備を施設する場合

③　新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合

④　お客さまが、契約電力等を新たに設定し、または増加した日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力等を減少しようとする場合

⑤　その他お客さまの都合にもとづく場合

(2)　お客さまが希望する場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に工事費等に関する契約書を作成します。

(3)　工事完成後、工事着手前にお支払いいただいた工事費負担金と、実際の工事費負担金に差異があり、一般送配電事業者から精算を求められた場合には、お客さまにお支払いいただきます。

36 需給開始に至らないで電気需給契約を解約する場合等の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって電気需給開始に至らないで電気需給契約を解約または変更する場合は、一般送配電事業者から当社が請求された費用をお客さまに負担いただきます。供給設備の工事が行われず、一般送配電事業者から測量監督等に要した費用を当社が請求されたときも、当該費用を負担いただきます。

37 電気需給にともなうお客さまの協力

(1)　立入業務への協力

一般送配電事業者は、当社が本約款による電気需給契約遂行上必要と認める場合、および一般送配電事業者が電気業務上必要と認める場合には、お客さまの承諾を得てお客さまの土地もしくは建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示します。

(2)　電気の使用にともなう協力

①　お客さまの電気使用により、次の原因等で第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただきます。特に必要がある場合には、お客さまの負担で、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設します。

イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

②　お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、①に準じて取り扱います。なお、この場合の連系条件は、一般送配電事業者が定める系統連系に関する契約要綱等によります。

(3)　制限および中止への協力

当社が、26（使用の制限もしくは中止）によって、お客さまの電気の使用を制限もしくは中止する場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(4)　必要な用地の提供の協力

電気の供給にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力をしていただきます。

(5)　保安等に対する協力

①　次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をします。

イ　引込線、計量器等その他お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがある場合

ロ　お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

②　お客さまが、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は、①に準じて、適当な処置をします。

③　お客さまが、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上特に必要があるときには、一般送配電事業者の求めに応じてその内容の変更をしていただきます。

④　一般送配電事業者は、必要に応じて、電気の供給に先だち、受電電力

をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行います。

(6) 調査への協力

① お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。

② 一般送配電事業者がお客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査するにあたり、必要があるときは、お客さまに電気工作物の配線図を提示していただきます。

38 消費税法改正の場合の取扱い

消費税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法に則り電気料金を計算の上、お客さまから申し受けます。この場合、消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によります。

39 専属的合意管轄裁判所

電気需給契約にかかわる訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

40 反社会勢力の排除

(1) お客さまおよび当社は、電気需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）および以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に

非難されるべき関係を有すること

(2)　お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。

①　暴力的な要求行為

②　法的な責任を超えた不当な要求行為

③　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤　その他前各号に準ずる行為

(3)　お客さまおよび当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに電気需給契約を解除することができ、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務および責任を負いません。

付則

1　本約款の実施期日

本約款は、2025 年 2 月 1 日から実施します。

2　一般送配電事業者

1（適用）(1)で定める一般送配電事業者は、東京電力パワーグリッド株式会社とします。

3　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1)　30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については、次のとおりとします。

①　電気の使用期間

当月の電気の使用期間は、前月の電気の検針日から当月の電気の検針日の前日までの期間（ただし、電気の使用期間の始期以降当該電気の使用期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該電気の使用期間の翌月の電気の使用期間は、当月の電気の検針日から翌月の電気の計量日の前日までの期間とし、当該電気の使用期間の翌々月以降の電気の使用期間は、本則によるものとします。）とします。ただし、当社が電気の需給を開始し、または電気需給契約を解約した場合の電気の使用期間は、その需給開始日から直後の電気の検針日の前日までの期間または直前の電気の検針日から解約日の前日までの期間とします。

②　電気料金の計算

イ　当社は、電気料金の使用期間を「1 か月」として電気料金を計算します。ただし、電気の需給を開始し、または電気需給契約を解約した場合で、需給開始日から最初の電気の検針日まで、もしくは解約前の電気の検針日の翌日から解約日までの日数（以下「日割計算対象検針日数」といいます。）が 30 日を下回るときを除きます。

ロ　当社は、日割計算対象検針日数が 30 日を下回るときは、電気料金メニューにもとづき、以下のとおり基本料金を日割計算します。

選択した電気料金メニューに定める 1 か月の基本料金×（日割計算対象検針日数÷30）

(2)　低圧で供給する場合で、記録型計量器以外の計量器で計量するときの使用電力量および契約電力等については、次のとおりとします。

①　移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その 1 か月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分して得られる値とします。

②　移行期間において電気料金メニューや契約電力等（以下「電気料金等」といいます。）の変更があった場合の 30 分ごとの使用電力量

電気料金等を変更したことにより、電気料金メニューで定める基本料金、電力量料金等に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、電気料金等の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電力等を乗じた値の比率により区分して計算します。

この場合、移行期間における電気料金等の変更のあった日の前後の接続供給電力量を、①に準じて、30 分ごとの接続供給電力量として均等に配分します。

4　本約款の実施に伴う切り替え措置

(1)　19（支払義務発生日）(3) について、2025 年 2 月 1 日以降、当社が適当と判断した場合は、以下のとおりとする場合があります。

合算メニューの適用を廃止した場合の、当該期間の電気料金の支払義務発生日は、19（支払義務発生日）(2)のただし書の場合を除き、以下のとおりとします。

①　電気需給契約のみを解約した場合

前回の電気の計量日以降解約日までの電気料金の支払義務発生日は、原則として電気の解約日から起算して 30 日目以降に到来するガスの検針日とします。

②　ガス使用契約のみを解約した場合

イ　ガス使用契約を解約した時点で支払義務の発生していない電気料金が 1 か月分ある場合、当該電気料金の支払義務発生日は、ガス使用

契約の解約日とします。

ロ　ガス使用契約を解約した時点で支払義務の発生していない電気料金が 2 か月分ある場合は、以下のとおりとします。

(ｲ)　当該電気料金の前 1 か月分の支払義務発生日は、ガス使用契約の解約日とします。

(ﾛ)　当該電気料金の後 1 か月分の支払義務発生日は、原則として、ガス使用契約にもとづき当初予定していたガスの検針日から起算して 30 日目とします。

ハ　ガス使用契約の解約日以降に支払義務が発生する電気料金の支払義務発生日は、(1)によります。

③　電気需給契約およびガス使用契約の両方を解約した場合

イ　前回の電気の計量日以降電気需給契約の解約日までの電気料金の支払義務発生日は、電気需給契約の解約日から起算して 30 日目とします。

ロ　電気需給契約およびガス使用契約の両方を解約した時点で支払義務の発生していない電気料金が 1 か月分ある場合、当該電気料金の支払義務発生日は、ガス使用契約の解約日とします。前回の電気の計量日以降、電気需給契約の解約日までの電気料金の支払義務発生日については、イによります。

ハ　電気需給契約およびガス使用契約を解約した時点で支払義務の発生していない電気料金が 2 か月分ある場合は、以下のとおりとします。

(ｲ)　当該電気料金の前 1 か月分の支払義務発生日は、ガス使用契約の解約日とします。

(ﾛ)　当該電気料金の後 1 か月分および前回の電気の計量日以降電気需給契約の解約日までの電気料金の支払義務発生日は、原則として、イによります。

別表

1　電気料金の支払方法および支払日

電気料金は、原則として、口座振替、クレジットカード払い、その他当社の指定する方法のうち、いずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、別途当社が認めた場合は、払込みの方法によりお支払いいただくことがあります。また、支払日は以下のとおりとなります。

(1)　口座振替の方法で支払われる場合は、当社または当社が指定した金融機関（以下「金融機関」といいます。）所定の申込方法によりあらかじめ当社または金融機関に申し込んでいただきます。その場合、料金の口座振替日は当社が指定した日とし、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものとします。なお、口座振替の手続きが完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。

①　新たに電気の使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法

②　①以外のお客さまは口座振替申込時点でご利用いただいている方法

また、口座振替の方法によりお支払いをいただいている場合であって、お客さまの口座から引き落としがなされなかった料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

(2)　当社指定のクレジットカード会社（以下「クレジットカード会社」といいます。）との契約にもとづきクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただく場合は、当社またはクレジットカード会社所定の申込方法によりあらかじめ当社またはクレジットカード会社に申し込んでいただきます。その場合、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものとします。なお、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。

①　新たに電気の使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法

②　①以外のお客さまはクレジットカード払い申込時点でご利用いただいている方法

また、クレジットカード払いの方法によりお支払いをいただいている場合であって、クレジットカード会社から当社への支払いがなされなかった料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

(3)　払込みの方法で支払われる場合は、当社指定の様式により、または当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）所定の方法により、当社または債権回収会社が指定したコンビニエンスストア等にてお支払いいただきます。その場合、そのコンビニエンスストア等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものとします。お客さまが当社指定の様式のうち払込書によって料金を支払われる場合、当社は、当社が別途定める場合を除き、当該払込書の発行に係る手数料等これに伴い要する費用に相当する金額を、料金とあわせて申し受けます。なお、債権回収会社所定の方法により支払われる場合、所定の手数料をご負担いただく場合があります。

2　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社のホームページに掲示します。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算

①　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して計算します。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

②　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申し出の直後の 4 月の計量

日から翌年の 4 月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量日とします。）の前日までの期間において、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として計算された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

電気料金メニュー定義書

【基本プラン】

東京ガス株式会社

2025 年 2 月 1 日実施

目次

1　実施期日 3
2　定義 3
3　適用条件 3
4　供給電気方式、供給電圧および周波数 4
5　契約電流および契約容量 4
6　電気料金 6
7　適用開始日 7
8　契約電流、契約容量または電気料金メニューの変更 7
9　基本プランの定義書の変更および廃止 7
付則 8
1　基本プランの定義書の変更に伴う切り替え措置 8
別表 9
1　燃料費調整 9
2　契約容量および契約電力の計算方法 11

電気料金メニュー定義書【基本プラン】（以下「基本プランの定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、基本プランの定義書に定める基本料金、電力量料金、および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

1　実施期日

基本プランの定義書は、2025 年 2 月 1 日より実施します。

2　定義

次の言葉は、基本プランの定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、基本プランの定義書においても同様の意味で使用します。

(1)　貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2)　平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間とします。）をいいます。

3　適用条件

基本プランの定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「基本プラン」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

①　契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。または、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

② 1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量と契約電力との合計（契約電流の場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。契約容量の場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

③ 動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

5 契約電流および契約容量

契約電流については、以下(1)および(2)、契約容量については、以下(3)および(4)のとおり定めます。

(1) 契約電流は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただく契約電流の値等に決定することがあります。

① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。

② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値とします。

③ 当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約から、基本プランに切り替える場合は、原則として、他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。ただし、当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。

(2) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

(3) 契約容量は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 2（契約容量および契約電力の計算方法）により計算された値等に決定することがあります。

① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値に決定することがあります。

② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値とします。

③ 当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約から、基本プランに切り替える場合は、原則として、他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。ただし、当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約容量の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値に決定することがあります。

(4)　契約容量が、(3)ただし書にもとづき、契約主開閉器の定格電流にもとづき計算された値となる場合には、あらかじめ契約主開閉器を設定していただくとともに、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

6　電気料金

(1)　基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流10アンペア	311.74円
契約電流15アンペア	467.61円
契約電流20アンペア	623.48円
契約電流30アンペア	935.22円
契約電流40アンペア	1246.96円
契約電流50アンペア	1,558.70円
契約電流60アンペア	1,870.44円
契約容量1キロボルトアンペアにつき	311.74円

(2)　電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15（電気の使用期間）(1)に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

120キロワット時までの1キロワット時につき	29.70円
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35.69円
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	39.50円

(3)　基本料金と電力量料金との合計が負となる場合の特例

(1)および(2)によって計算された基本料金と電力量料金に加え、付帯メニューが適用される場合でその全てを反映した後の合計が負となるときは、その1か月の料金は、電気需給約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

7　適用開始日

基本プランの適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9(電気の需給開始)(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

8　契約電流、契約容量または電気料金メニューの変更

(1)　当社が、お客さまからの契約電流または契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流または契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが新たな電気需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流の変更を希望する場合には、この限りではありません。

(2)　お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流または契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約電流または契約容量を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。

(3)　契約電流または契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

9　基本プランの定義書の変更および廃止

(1)　当社は、基本プランの定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。

(2)　当社は、基本プランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3)　基本プランの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

付則

1　基本プランの定義書の変更に伴う切り替え措置

当社は、原則として、電気需給約款 15 に定める電気の使用期間の初日が 2025 年 2 月 1 日以降であり、かつ電気の使用期間の末日が 2025 年 3 月 1 日以降の料金に、この定義書を適用します。

別表

1　燃料費調整

（1）　燃料費調整額の計算

①　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝A　×　α　＋　B　×　β　＋　C　×　γ

A＝各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0048

β＝0.3827

γ＝0.6584

なお、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

②　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ　1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

燃料費調整単価

＝　（86,100円　－　平均燃料価格）

×　（(2)の基準単価　÷　1,000）

ロ　1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

燃料費調整単価

＝　（平均燃料価格　－　86,100 円）

×　（(2)の基準単価　÷　1,000）

③　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

ただし、電気需給契約を解約した場合で、解約日がその直前の計量日が属する月に属するときには、燃料費調整単価適用期間は、解約前の計量日の前の計量日から、解約前の計量日の前日までの期間とします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日ま	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日

での期間	の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

④　燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2)　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	0.183 円

(3)　燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。

2　契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)
×　電圧(ﾎﾞﾙﾄ)
×　(1 ÷ 1,000)

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(2)　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)
×　電圧(ﾎﾞﾙﾄ)

× 1.732

× （1 ÷ 1,000）

電気料金メニュー定義書

【ずっとも電気３】

東京ガス株式会社

2023 年 9 月 1 日実施

目次

1　実施期日 3
2　定義 3
3　適用条件 3
4　供給電気方式、供給電圧および周波数 4
5　契約電力 4
6　電気料金 5
7　適用開始日 5
8　契約電力または電気料金メニューの変更 6
9　ずっとも電気３の定義書の変更および廃止 6
付則 7
1　ずっとも電気３の定義書の変更に伴う切り替え措置 7
別表 8
1　燃料費調整 8
2　契約容量および契約電力の計算方法 10

電気料金メニュー定義書【ずっとも電気３】（以下「ずっとも電気３の定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、動力をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、ずっとも電気３の定義書に定める基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

1　実施期日

ずっとも電気３の定義書は、2023 年 9 月 1 日より実施します。

2　定義

次の言葉は、ずっとも電気３の定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、ずっとも電気３の定義書においても同様の意味で使用します。

(1)　夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(2)　その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(3)　貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(4)　平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間とします。）をいいます。

3　適用条件

ずっとも電気３の定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「ずっとも電気３」といいます。）は動力をご使用のお客さま向けのメニューとし、次

のいずれにも該当するものに適用します。

① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

② 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けメニューとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

③ 電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、電灯または小型機器を使用しないこと。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

5 契約電力

(1) 契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、以下のいずれかに従い決定いたします。ただし、いずれの場合も必要に応じて、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 2（契約容量および契約電力の計算方法）により計算された値等に決定することがあります。

① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電力の値とします。

(2)　契約電力が、(1)ただし書にもとづき、契約主開閉器の定格電流にもとづき計算された値となる場合には、あらかじめ契約主開閉器を設定していただくとともに、当社および送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

6　電気料金

(1)　基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力1キロワットにつき	1,053.76円

(2)　電力量料金

1か月の電力量料金は、当月の計量日（電気需給契約を解約した場合にはその解約日）が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外はその他季料金を用い、電気需給約款15（電気の使用期間）(1)に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

	夏季料金	その他季料金
第1段階使用量までの1キロワット時につき	27.34円	25.77円
第1段階使用量をこえる1キロワット時につき	28.83円	28.71円

第1段階使用量とは、契約電力に130時間を乗じた電力量とします。

(3)　基本料金と電力量料金との合計が負となる場合の特例

(1)および(2)によって計算された基本料金と電力量料金に加え、付帯メニューが適用される場合でその全てを反映した後の合計が負となるときは、その1か月の料金は、電気需給約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

7　適用開始日

ずっとも電気3の適用開始日は、電気需給約款6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款9（電気

の需給開始）(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

8　契約電力または電気料金メニューの変更

(1)　当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが新たな電気需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電力の変更を希望する場合には、この限りではありません。

(2)　お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約電力を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。

(3)　契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

9　ずっとも電気３の定義書の変更および廃止

(1)　当社は、ずっとも電気３の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。

(2)　当社は、ずっとも電気３の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3)　ずっとも電気３の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

付則

1　ずっとも電気３の定義書の変更に伴う切り替え措置

当社は、原則として、電気需給約款 15 に定める電気の使用期間の初日が 2023 年 9 月 1 日以降であり、かつ 2023 年 10 月 1 日以降に発生する料金に、この定義書を適用します。

別表

1　燃料費調整

（1）　燃料費調整額の計算

①　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝A　×　α　＋　B　×　β　＋　C　×　γ

A＝各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0048

β＝0.3827

γ＝0.6584

なお、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

②　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ　1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

燃料費調整単価

＝　（86,100円　－　平均燃料価格）

×　（(2)の基準単価　÷　1,000）

ロ　1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

燃料費調整単価

＝　（平均燃料価格　－　86,100 円）

×　（(2)の基準単価　÷　1,000）

③　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

ただし、電気需給契約を解約した場合で、解約日がその直前の計量日が属する月に属するときには、燃料費調整単価適用期間は、解約前の計量日の前の計量日から、解約前の計量日の前日までの期間とします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日ま	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日

での期間	の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

④　燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2)　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	0.183 円

(3)　燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。

2　契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)
×　電圧(ﾎﾞﾙﾄ)
×　(1 ÷ 1,000)

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(2)　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)
×　電圧(ﾎﾞﾙﾄ)

× 1.732

× （1 ÷ 1,000）

付帯メニュー定義書

【ガス・電気セット割（定額Ａ）】

東京ガス株式会社

2023 年 4 月 1 日実施

目次

1　実施期日 3
2　定義 3
3　適用条件 3
4　割引内容 3
5　日割計算時の割引内容 4
6　適用開始日 4
7　適用廃止 4
8　ガス・電気セット割（定額Ａ）の定義書の変更および廃止 5

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割（定額Ａ）】（以下「ガス・電気セット割（定額Ａ）の定義書」といいます。）は、当社の都市ガスをご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款、電気料金メニュー定義書（ずっとも電気１、ずっとも電気２、ずっとも電気３）にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

ガス・電気セット割（定額Ａ）の定義書で定める付帯メニュー（以下「ガス・電気セット割（定額Ａ）」といいます。）は、合算メニューの対象となります。

1　実施期日

ガス・電気セット割（定額Ａ）の定義書は、2023 年 4 月 1 日より実施します。

2　定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書（ずっとも電気１、ずっとも電気２、ずっとも電気３）に定義される言葉は、ガス・電気セット割（定額Ａ）の定義書においても同様の意味で使用します。

3　適用条件

当社は、以下の条件をすべて満たすお客さまからのガス・電気セット割（定額Ａ）のお申し込みを、当社が承諾した場合に、ガス・電気セット割（定額Ａ）を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

① お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約（以下「電気の契約」といいます。）の契約者であり電気料金メニュー定義書のうちずっとも電気１、ずっとも電気２、ずっとも電気３のいずれかが適用されていること、かつ、当社の都市ガス需給に関する約款にもとづくガスの契約（以下「ガスの契約」といいます。）の契約者であること。

② お客さまの電気の契約における需要場所が、原則として、お客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。なお、ガスの契約における需要場所は、お客さまに適用される当社の都市ガス需給に関する約款によるものとします。

③ ガスの契約により計算されるガス料金と電気の契約により計算される電気料金を合算払いすること。

4　割引内容

当社は、3（適用条件）に定める条件をすべて満たすお客さまからのガス・電気セット割（定額Ａ）のお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの基本料金（１か月の間まったく電気を使用しない時に、基本料金が半額となる電気料金メニューで、当該条件に該当する場合には、その半額）から毎月 275 円（消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。）を割引きます。

5　日割計算時の割引内容

電気需給約款 18（日割計算）(1)①にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引金額は次の算式により日割計算した金額とします。

4（割引内容）記載の割引金額×（日割対象日数÷30）

6　適用開始日

ガス・電気セット割（定額Ａ）の割引の適用開始日は、原則としてガス・電気セット割（定額Ａ）が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合のガス・電気セット割（定額Ａ）の割引の適用開始日は、以下のとおりとします。

① 電気の需給開始からガスの使用開始までの日数が 30 日未満である場合

電気の需給開始日とします。

② 電気の需給開始からガスの使用開始までの日数が 30 日以上である場合

ガスの使用開始日以降かつ当社がお客さまからのガス・電気セット割（定額Ａ）のお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。

7　適用廃止

当社は、以下の場合には、ガス・電気セット割（定額Ａ）の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

(1)　電気の契約が解約等の理由により終了した場合

電気需給約款 31（お客さまからの電気需給契約の解約）または 32（当社からの電気需給契約の解約等）による解約日または終了日

(2)　お客さまが 3（適用条件）に定める適用条件を満たさないことが判明し

た場合

適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日

ただし、以下のいずれかの場合は(1)で定める解約日とします。

① 適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合

② お客さまが３（適用条件）を満たすガスの契約の使用廃止にあたり、当該ガスの使用廃止の申し出の際に、電気需給約款 31（お客さまからの電気需給契約の解約）にもとづき電気の契約を解約する旨および解約希望日を申し出ていただき、かつ当該ガスの使用廃止日から当該電気の解約日までの日数が 30 日未満である場合

8 ガス・電気セット割（定額Ａ）の定義書の変更および廃止

(1) 当社は、ガス・電気セット割（定額Ａ）の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。

(2) 当社は、ガス・電気セット割（定額Ａ）の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) ガス・電気セット割（定額Ａ）の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

付帯メニュー定義書

【ガス・電気セット割（定率Ｂ）】

東京ガス株式会社

2023 年 4 月 1 日実施

目次

1　実施期日 3
2　定義 3
3　適用条件 3
4　割引内容 4
5　適用開始日 4
6　適用廃止 4
7　ガス・電気セット割（定率Ｂ）の定義書の変更および廃止 5

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割（定率Ｂ）】（以下「ガス・電気セット割（定率Ｂ）の定義書」といいます。）は、当社の都市ガスをご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款および電気料金メニュー定義書（基本プラン）にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

ガス・電気セット割（定率Ｂ）の定義書で定める付帯メニュー（以下「ガス・電気セット割（定率Ｂ）」といいます。）は、合算メニューの対象となります。

1　実施期日

ガス・電気セット割（定率Ｂ）の定義書は、2023 年 4 月 1 日より適用します。

2　定義

電気需給約款および電気料金メニュー定義書（基本プラン）に定義される言葉は、ガス・電気セット割（定率Ｂ）の定義書においても同様の意味で使用します。

3　適用条件

当社は、以下の条件をすべて満たすお客さまからのガス・電気セット割（定率Ｂ）のお申し込みを、当社が承諾した場合に、ガス・電気セット割（定率Ｂ）を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

① お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約（以下「電気の契約」といいます。）の契約者であり電気料金メニュー定義書（基本プラン）が適用されていること、かつ、当社の都市ガス需給に関する約款にもとづくガスの契約（以下「ガスの契約」といいます。）の契約者であること。

② お客さまの電気料金メニュー定義書（基本プラン）が適用される電気の契約における需要場所が、原則として、お客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。なお、ガスの契約における需要場所は、お客さまに適用される当社の都市ガス需給に関する約款によるものとします。

③ ガスの契約により計算されるガス料金と電気の契約により計算される電気料金を合算払いすること。

4　割引内容

当社は、3（適用条件）に定める条件をすべて満たすお客さまからのガス・電気セット割（定率Ｂ）のお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの毎月の基本料金および電力量料金の合計から、その合計に 0.005 を乗じた額を割引きます。なお、割引額は、小数点以下切り捨てとします。

5　適用開始日

ガス・電気セット割（定率Ｂ）の割引の適用開始日は、原則としてガス・電気セット割（定率Ｂ）が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合のガス・電気セット割（定率Ｂ）の割引の適用開始日は、以下のとおりとします。

①　電気の需給開始からガスの使用開始までの日数が 30 日未満である場合

電気の需給開始日とします。

②　電気の需給開始からガスの使用開始までの日数が 30 日以上である場合

ガスの使用開始日以降かつ当社がお客さまからのガス・電気セット割（定率Ｂ）のお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。

6　適用廃止

当社は、以下の場合には、ガス・電気セット割（定率Ｂ）の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

(1)　電気の契約が解約等の理由により終了した場合

電気需給約款 31（お客さまからの電気需給契約の解約）または 32（当社からの電気需給契約の解約等）による解約日または終了日

(2)　お客さまが 3（適用条件）に定める適用条件を満たさないことが判明した場合

適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日

ただし、以下のいずれかの場合は(1)で定める解約日とします。

①　適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合

② お客さまが 3（適用条件）を満たすガスの契約の使用廃止にあたり、当該ガスの使用廃止の申し出の際に、電気需給約款 31（お客さまからの電気需給契約の解約）にもとづき電気の契約を解約する旨および解約希望日を申し出ていただき、かつ当該ガスの使用廃止日から当該電気の解約日までの日数が 30 日未満である場合

7 ガス・電気セット割（定率Ｂ）の定義書の変更および廃止

(1) 当社は、ガス・電気セット割（定率Ｂ）の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。

(2) 当社は、ガス・電気セット割（定率Ｂ）の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) ガス・電気セット割（定率Ｂ）の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。